

## 第13期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）の実施結果について

- 1 協議テーマ  
「迅速な火災通報制度による被害の低減について」
- 2 開催日時  
平成29年2月22日（水） 10時00分から12時00分まで
- 3 開催場所  
千代田区六番町15番地  
一般財団法人 主婦会館プラザエフ 4階 シャトレ
- 4 議事概要等
  - (1) 議事
    - ア 第13期住宅防火対策推進協議会報告書（案）について（資料1、資料2）
    - イ その他
  - (2) その他  
議事録については別紙のとおり

平成29年2月22日

於：主婦会館

## 第13期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員の変更紹介

4 議 事

(1) 第13期東京都住宅防火対策推進協議会報告書（案）について

(2) その他

5 閉 会

## 配布資料

- 第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- 席次表
- 資料1 第13期住宅防火対策推進協議会報告書概要（案）
- 資料2 第13期住宅防火対策推進協議会報告書（案）

第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員

(50音順)

	氏名	職名等
委員	池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所 理事
委員	市古 太郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 准教授
委員	岡本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長
委員	小川 勉	一般社団法人 東京防災設備保守協会 保守営業部 営業企画担当部長
委員	沖 裕二	東京消防庁 予防部防火管理課長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	川上 克巳	一般社団法人 日本火災報知機工業会 専務理事
委員	坂田 早苗	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会会長 (板橋区町会連合会会長)
委員	鈴木 浩永	東京消防庁 防災部長
会長	関 澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	高宮 恭一	東京消防庁 防災部副参事 (地域防災担当)
委員	竹内 則夫	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	土屋 利秋	株式会社 アール・エス・シー 常務取締役 (一般社団法人 東京都警備業協会推薦)
委員	西脇 誠一郎	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
委員	濱谷 規夫	一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長
委員	平田 京子	日本女子大学 家政学部 住居学科 教授
委員	細山 克昭	清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	<u>松尾 光恵</u>	東京都民生児童委員連合会 常任協議委員
委員	油井 教子	江東区 福祉部 介護保険課長

※ 下線は今回変更となった委員

# 第13期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）席次表

平成29年2月22日（水）  
主婦会館 プラザエフ（4階シャトレ）

平田委員  
（日本女子大学  
家政学部  
住居学科  
教授）

関澤委員  
（東京理科大学  
国際火災科学大学院  
教授）

池上委員  
（公益財団法人  
市民防災研究所  
理事）

荷物台

出入口

荷物台

川上委員  
（一般社団法人  
日本火災報知機工業会 専務理事）

土屋委員  
（株式会社  
アール・エス・シー 常務取締役）

濱谷委員  
（一般社団法人  
電気通信事業者協会 企画部長）

鈴木委員  
（東京消防庁 防災部長）

岡本委員  
（東京消防庁 参事兼防災安全課長）

沖委員  
（東京消防庁 予防部 防火管理課長）

高宮委員  
（東京消防庁 副参事（地域防災担当））

鈴木委員  
（東京都町会連合会会長）

松尾委員  
（東京都民生児童委員連合会 常任協議員）

尾作委員  
（町田防火女性の会 会長）

坂田委員  
（東京都福祉保健局  
高齢社会対策部 在宅支援課 課長）

西脇委員 ※代理：平賀課長代理  
（東京都福祉保健局  
障害者施策推進部 地域生活支援課 課長）

細山委員 ※代理：小野係長  
（清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長）

## 事務局

（東京消防庁 防災部 防災安全課 防災安全係 係長）

（東京消防庁 防災部 生活安全担当係 係長）

（東京消防庁 防災部 防災安全課 生活安全担当主任）

○ ○ ○

○ ○ ○

## 傍聴者

○ ○ ○

○ ○ ○

第1章 テーマと設定背景

テーマ：迅速な火災通報制度による被害の低減について

背景

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されている。一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、早い発見、通報が困難な状況であったと推測される。このことから、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要となっている。

第2章 迅速な火災通報の必要性について

○ 死者が発生した住宅火災の状況から見た迅速な火災通報の必要性

住警器の設置率は87.3%と年々上昇傾向にあり、早い発見による効果は確認されているが、条例通りの設置率は6割台であり、早い発見による更なる被害低減につなげるためには、引き続き、普及促進が必要である。一方で、死者が発生した住宅火災の通報状況を見ると、近隣者等からの通報の割合が多く、死者が発生していない火災と比較して出火から通報まで時間を要している。

また、就寝中であった住宅火災による死者の発生状況を見ると、消防隊到着時に約8割の火災が延焼拡大しており、何らかの要因により通報が遅れ、被害の拡大につながった可能性が考えられる。

・ 死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性

着目点	状況	考えられる主な可能性
住警器の設置状況	住警器を設置していても死者は発生している。	住警器の鳴動に気付くのが遅れた。気付いているが他の行動を優先した。
世帯別状況	「一人暮らし」（高齢者含む）が5割を超えている。	一人での対応のため他の行動を優先し通報まで至らなかった。
発生時の状況	約3割が就寝中であった。	就寝中で火災に気付くのが遅れた。

状況を見ると、「住警器の鳴動に気付くのが遅れた」、「通報の行動に至っていない」ことにより通報が遅れ、死者の発生につながっている可能性が考えられる。

⇒ 「早い発見」から「早い通報」につなげる取組みが必要

第3章 住宅火災に対する通報に係る現状

- 1 本人、家族により通報が行われ、万が一の場合は、隣近所が協力し合い通報が行われるのが望ましいが、地域の関係が希薄になっているなど、協力体制の確保が困難になっている。
- 2 高齢者は迅速な行動が困難であり、火災に気付いても通報までに時間を要している可能性がある。
- 3 普及等している機器
  - ・ らくらくフォンなどのワンタッチで通報可能な携帯電話
  - ・ 連動式住警器
- 4 自動通報制度の現状

火災安全システム （直接通報）	概要 ⇒ 住警器が作動すると専用通報機から自動的に119番通報する制度
	現状 ⇒ <b>利用対象者は高齢者、障害者</b> で、利用条件である居住管理協力者の確保が困難になっているなど、都民のニーズの変化や、行政側の業務の負担等により、利用者が減少している。 ※平成28年4月1日より居住管理協力者の設置要件を緩和し運用している。

ただし、現状は警備会社等の民間事業者が、火災信号の受信駆付けサービスを独自で実施しており、このサービスは、利用対象者の制限はなく、利用者が毎年増加傾向にあるが、原則として現場確認前の通報を認めていない。  
※平成28年4月1日より当庁が示した判断基準により、早期通報が必要と判断した場合、現場確認前の通報を認めている。

第4章 提言

早い発見から早い通報につなげるために・・・

- 1 都民への働きかけ
  - ・ 住警器の設置促進
  - ・ 隣保共助体制の充実
  - ・ 119番通報に係る機器や仕組みの広報
  - ・ 連動式住警器など多機能な住警器の広報
- 2 通報制度の検討
  - ・ 早い通報を実現するための制度の検討

# 第13期東京都住宅防火対策推進協議会

## 報告書（案）

テーマ

「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

東京都住宅防火対策推進協議会

# 目 次

## 第13期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

### 協議テーマ「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

<b>第1章</b>	<b>テーマの設定と背景</b>	ページ
1	検討体制	1
2	現在の火災状況について	3
3	住宅火災に対するこれまでの取組み	4
<b>第2章</b>	<b>迅速な火災通報の必要性について</b>	
1	死者が発生した住宅火災における通報状況等	9
2	死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性	10
3	死者が発生した住宅火災の状況から見た迅速な火災通報の必要性	13
<b>第3章</b>	<b>住宅火災に対する通報に係る現状等</b>	14
<b>第4章</b>	<b>提言</b>	17





## (4) 委員：次のとおり

## 第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(会長・委員50音順)

	氏名	職名等
会長	関澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所 理事
委員	磯谷 泰江	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 平成28年9月21日～平成29年2月21日
	松尾 光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 平成29年2月22日～平成29年3月31日
委員	市古 太郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 准教授
委員	小川 勉	一般社団法人 東京防災設備保守協会 保守営業部 営業企画担当部長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	門倉 徹	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長 平成28年9月21日～平成28年9月30日
	岡本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長 平成28年10月1日～平成29年3月31日
委員	川上 克巳	一般社団法人 日本火災報知機工業会 専務理事
委員	坂田 早苗	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会会長 (全国自治会連合会副会長・板橋区町会連合会会長)
委員	関 政彦	東京消防庁 防災部長 平成28年9月21日～平成28年9月30日
	鈴木 浩永	東京消防庁 防災部長 平成28年10月1日～平成29年3月31日
委員	高宮 恭一	東京消防庁 防災部副参事 (地域防災担当)
委員	竹内 則夫	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	土屋 利秋	株式会社 アール・エス・シー 常務取締役
委員	戸谷 彰宏	東京消防庁 予防部防火管理課長 平成28年9月21日～平成28年9月30日
	沖 裕二	東京消防庁 予防部防火管理課長 平成28年10月1日～平成29年3月31日
委員	西脇 誠一郎	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
委員	濱谷 規夫	一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長
委員	平田 京子	日本女子大学 家政学部 住居学科 教授
委員	細山 克昭	清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	油井 教子	江東区 福祉部 介護保険課長

## 2 現在の火災状況について

### (1) 過去10年間の住宅火災件数等の推移

過去10年間の総火災件数に占める住宅火災の件数をみると、火災件数は減少傾向であるが、建物から出火した火災の中で、住宅火災件数は約6割と高い割合を占めている。(図1参照)

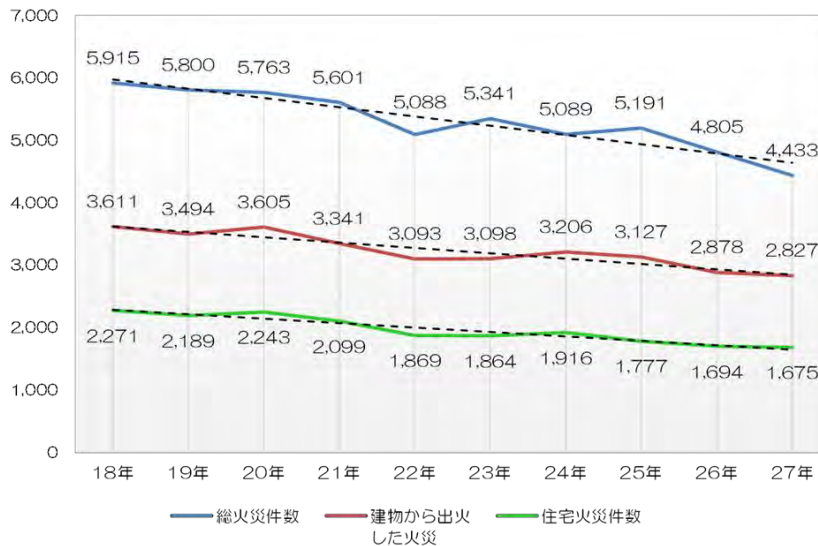


図1 過去10年間の住宅火災件数の推移

### (2) 住宅火災による死者数の推移等

過去10年間の火災の死者数と住宅火災の死者数を比較すると、いずれも年によって増減はあるものの、全体的にゆるやかな減少傾向であるが、住宅火災の死者に占める高齢者の死者は7割以上と非常に高い割合となっている。(図2、3参照)

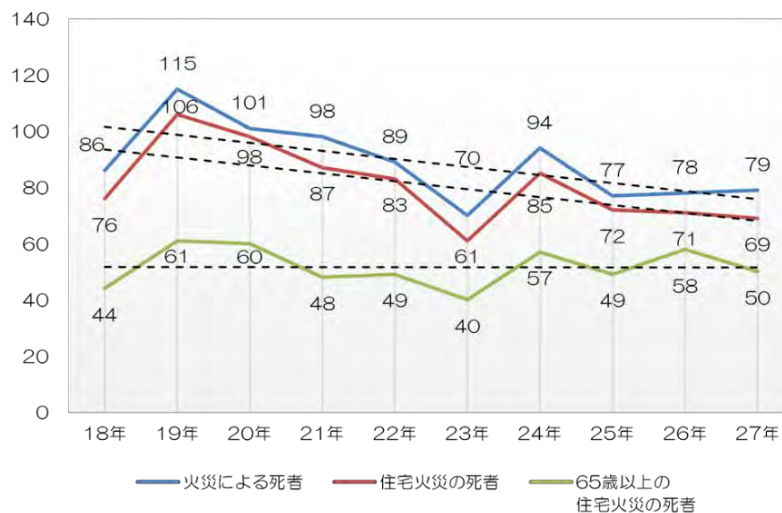


図2 過去10年間の住宅火災による死者数の数等の推移

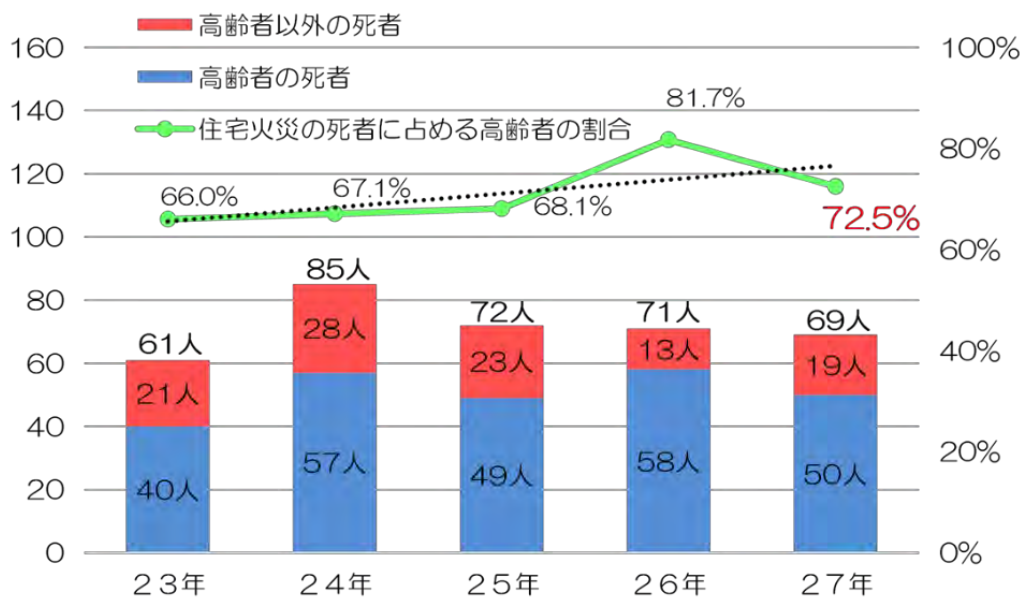


図3 最近5年間の住宅火災による死者数と高齢者の割合

### 3 住宅火災に対するこれまでの取組み

#### (1) 火災予防対策

東京消防庁では、第11期住宅防火対策推進協議会において、「恒常的な死者低減を実現するための総合的住宅防火対策の推進について」検討し、従来の広い注意喚起では限界があることを踏まえた、対象を絞り込んだ対策が必要であるとの提言を受け、死者発生3大要因である、「たばこ」、「こんろ」、「ストーブ」火災に対象を絞った火災予防対策を推進している。

さらに、第12期住宅防火対策推進協議会では、「住宅火災における高齢者の被害低減対策について」検討し、住宅火災における死者の約7割を占める高齢者の被害を低減するためには、高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援を推進していく必要があると提言を受け、総合的な防火防災診断<sup>※</sup>の充実強化を積極的に推進している。

※「総合的な防火防災診断」とは、東京消防庁が実施している要配慮者の安全対策の推進を図る取組で、消防職員と民生児童委員、福祉関係者、電気・ガス事業者等が連携して、高齢者等の要配慮者世帯の自宅を訪問し、住宅における火災、震災、家庭内事故の危険を診断するとともに、必要な対策を講じることをいう。

## (2) 起きてしまった火災に対する被害低減対策

「起きてしまった火災」に対する被害低減対策として、住警器の設置促進を行ってきた。

平成22年4月1日にすべての住宅に設置義務化となって以降、設置率は年々上昇傾向にあり、平成27年の調査では、87.3%と非常に高い水準で住宅用火災警報器の設置が進んでいる。(図4参照)

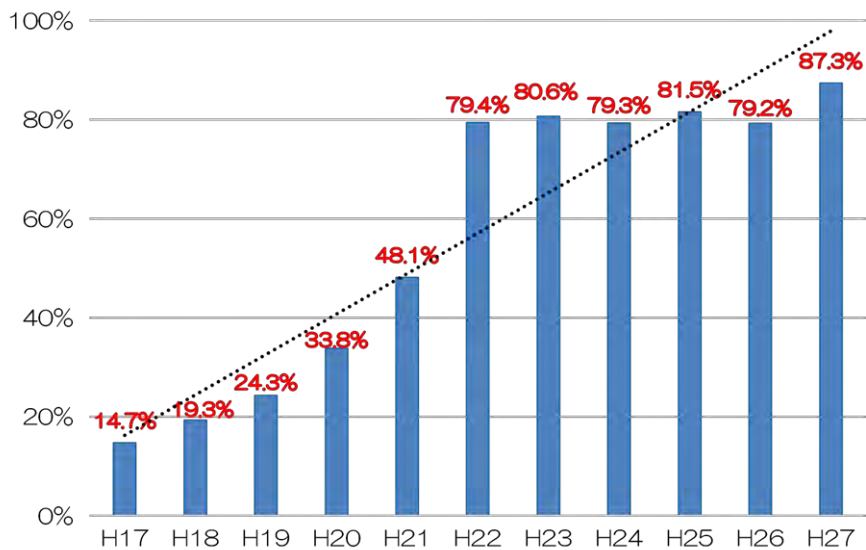


図4 過去10年間の住警器の設置率

## (3) 住警器の設置効果

### ア 住警器の奏功状況

※  
平成27年中における住警器の奏功事例があった火災258件における焼損程度別をみると、火災に至らなかった事例が133件(51.6%)と約5割以上を占めている。また、火災に至った事例についても、ぼやが100件(38.8%)と約4割となり、住警器による火災の早期発見の効果が表れている。(図5、6参照)

※奏功事例とは、住警器の鳴動により、居住者等が火災または、火災発生危険に気づき、通報に至り被害が低減されたもので、火災に至らなかったため消防機関へ通報する必要がなかったものは集計されていないため、データ以上の奏功事例があると推測される。

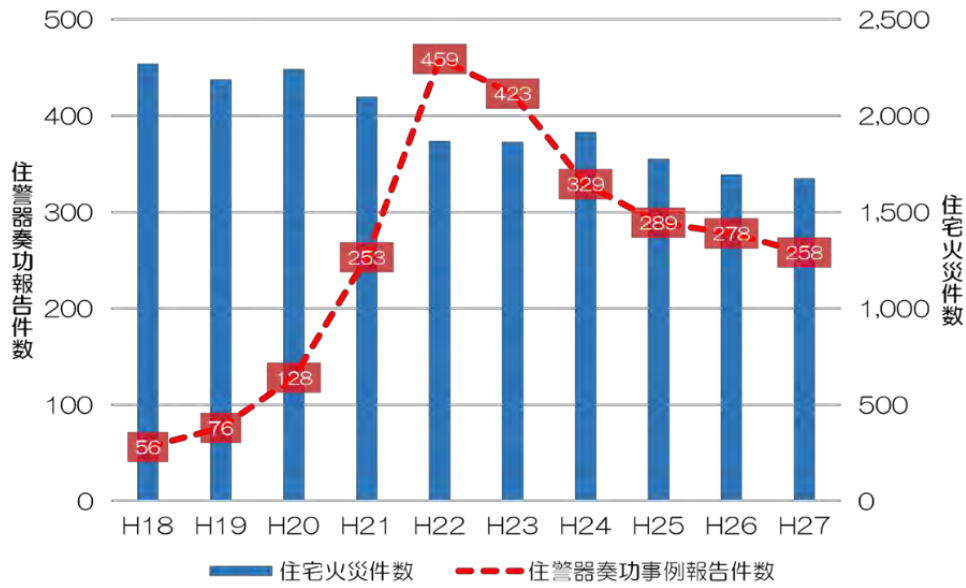


図5 住宅火災件数と住警器奏功事例の推移

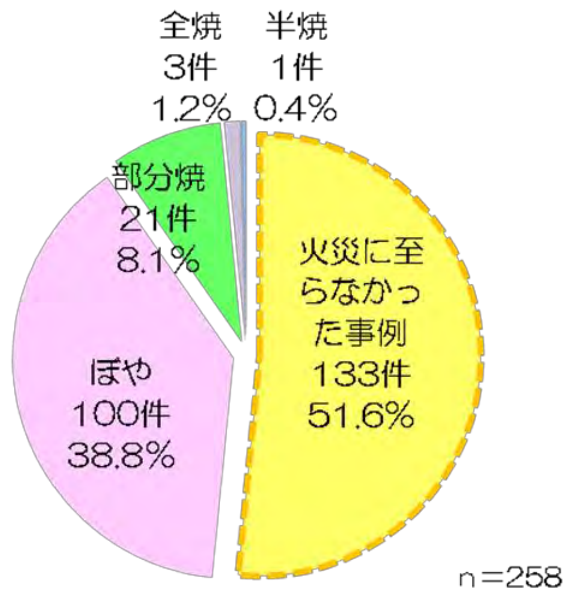


図6 焼損程度別奏功事例

また、住警器の鳴動に気付いた人について見てみると、居住者以外、特に隣人からの通報が約半数で、居住者を含めると9割以上の事例が早期発見につながっており、住警器がなければ被害が大きくなっていた可能性がある。(図7参照)

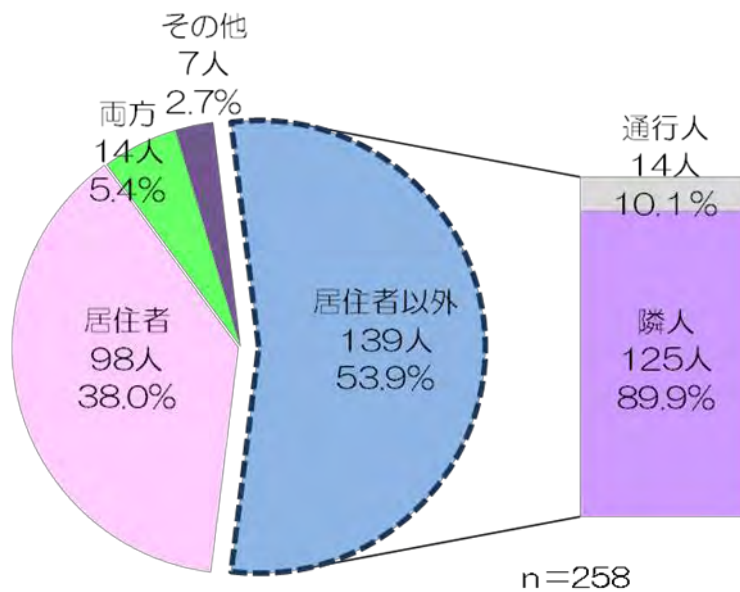


図7 住警器の鳴動に気付いた人

イ 住警器設置別被害状況

住警器を設置している住宅における火災と、設置していない住宅での火災を比較してみると、火災1件当たりの平均焼損床面積は、住警器等設置住宅においては、5.2㎡となっているのに対し、未設置住宅では14.4㎡と約2.7倍に、火災1件あたりの平均損害額でも、住警器等設置住宅は約93万円であるのに対し、未設置住宅では約192万円であり、約2.1倍と未設置住宅における被害が大きいことを示している。(図8、9参照)

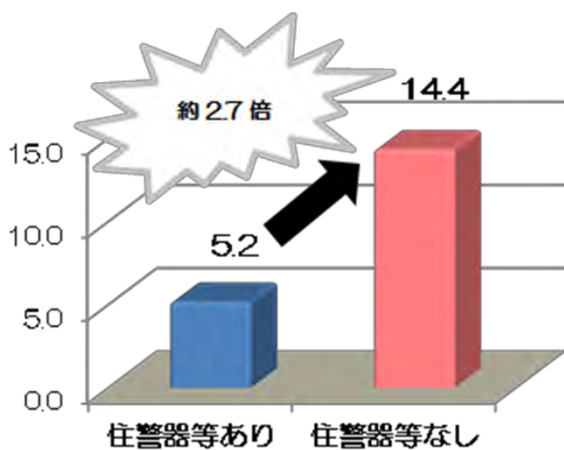


図8 住警器等設置有無別  
火災1件あたりの平均焼損床面積

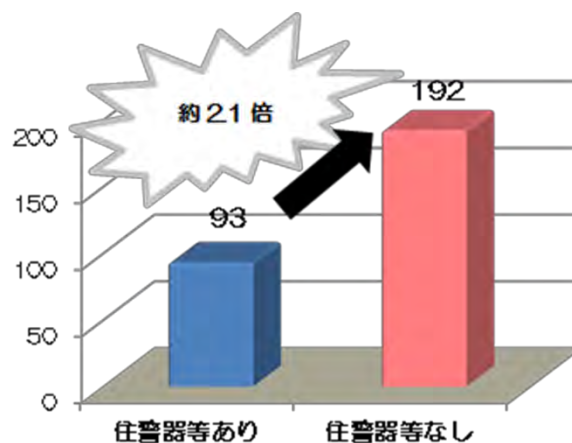


図9 住警器等設置有無別  
火災1件あたりの平均損害額

次に、住宅火災による死者発生状況を住警器等の設置状況別にみると、火災100件あたりでは住警器等設置住宅で3.1件、住警器等未設置住宅の場合は6.6件で死者が発生しており、住警器等設置住宅の約2.1倍の死者が発生している。

(図10参照)

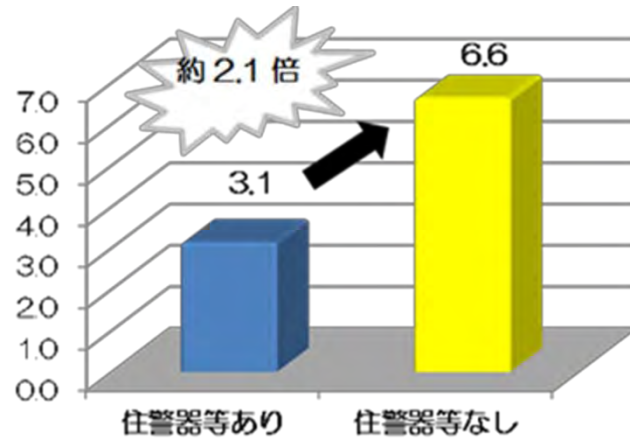


図10 住警器設置状況別100件あたりの死者発生件数



## 第2章 迅速な火災通報の必要性について

前述のとおり、平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器の設置率も87.3%と年々上昇傾向にあり、早い発見による、住宅火災に係る被害の低減が確認されている。しかし、条例通りの設置率は6割台であり、早い発見による更なる被害低減につなげるためには、引き続き、普及促進が必要である。

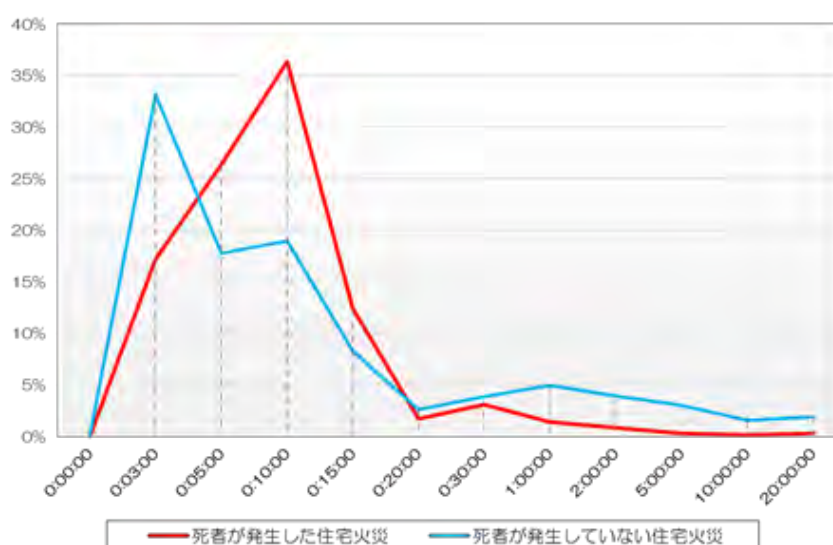
一方で、住宅火災による死者の中には、「早い発見」ができていたにもかかわらず、通報の遅れにより被害の拡大につながった方もいる可能性も考えられ、その対策についても検討が必要である。

### 1 死者が発生した住宅火災における通報状況等

最近10年間の住宅火災の死者が発生した火災について、出火から覚知までの時間を比較すると、死者が発生していない火災においては3分台が最も多いのに対し、死者が発生した火災では、5分から10分までが多い。(図12参照)

さらに、通報者別に見ると、死者が発生した火災では死者が発生していない火災と比較して近隣者等からの通報の割合が多く、居住者等の割合が低くなっている。

このことから、早期発見がなされたとしても、何らかの要因により通報が遅れた可能性があると考えられる。(図13参照)



n=17, 729 (出火時間不明、出火時間から覚知時間までが20時間を超えるものを除く)

図12 住宅火災死者発生別出火から覚知時間の比較 (最近10年間)

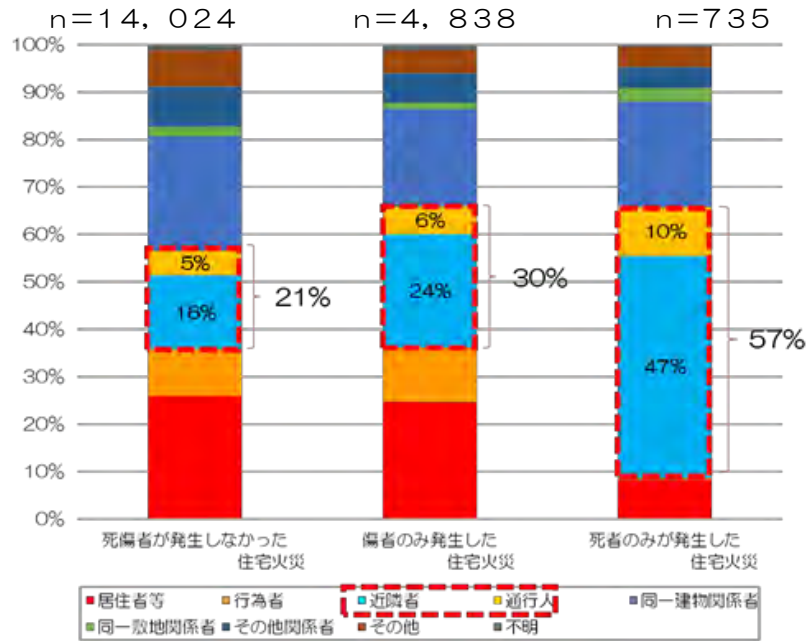


図 1 3 住宅火災における通報者の状況 (最近 10 年間)

## 2 死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性

前述のとおり、死者が発生した住宅火災においては、何らかの要因により通報の遅れが考えられ、状況から見た通報の遅れの主な可能性として考えられるのは以下のとおりである。

### (1) 住宅火災による死者発生時の住警器設置状況から見た場合

過去 10 年間の住宅火災による死者発生時の住警器設置状況をみると、全体の住警器設置率は高まり、被害低減が図られているが、住警器を設置している住宅における火災の死者も発生している。(図 1 4 参照)

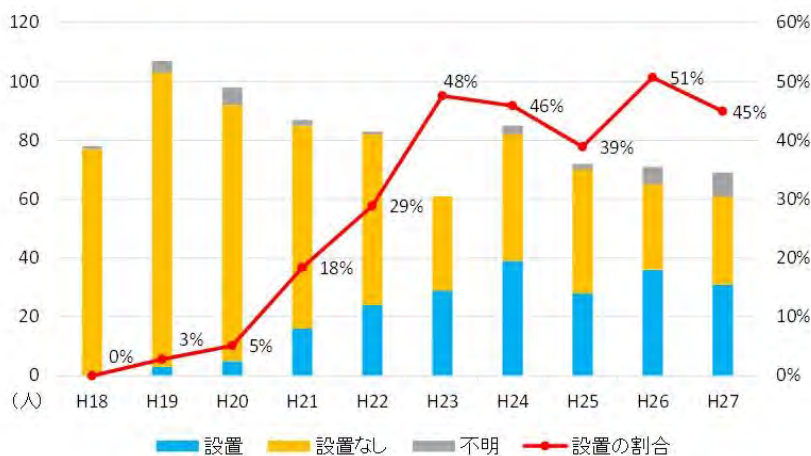


図 1 4 住宅火災による死者発生時の住警器設置状況 (最近 10 年間)

住警器設置住宅で、住警器が鳴動していても通報が遅れた主な可能性として考えられるのは、鳴動している住警器設置居室とは別の部屋にいたり、就寝中であったため、住警器の鳴動に気付くのが遅れたり、初期消火を試みたなど、気付いているが他の行動を優先したなどの理由から、通報が遅れ被害の拡大につながった可能性が考えられる。

(2) 住宅火災による死者の世帯別状況から見た場合

最近5年間の住宅火災による死者の世帯別状況をみると、「高齢者一人暮らし」が最も多く、高齢者以外の「一人暮らし」と合わせると5割を超えている。(図15参照)

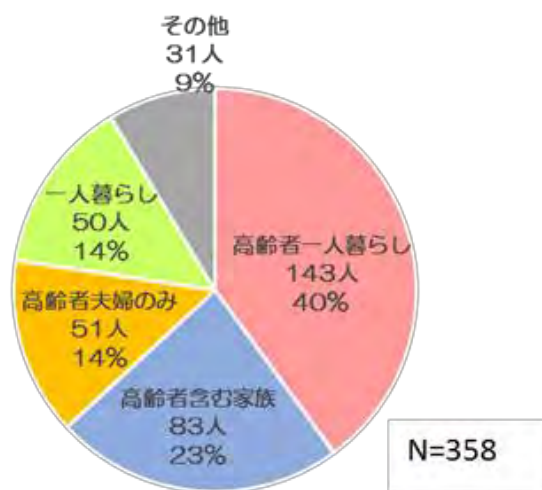


図15 最近5年間の住宅火災による死者の世帯別状況

「一人暮らし世帯」では初期消火を実施していたなど、一人での対応のため、他の行動を優先し通報まで至らなかったなどの理由により通報が遅れた可能性がある。

さらに高齢者は、迅速な行動ができないため、被害が拡大した可能性が考えられる。

(3) 住宅火災による死者発生時の状況等から見た場合

過去10年間の住宅火災による死者発生時の状況を見ると、約3割が就寝中に発生した火災で亡くなっている。(図16参照)

また、死者発生時の状況別に出火から覚知時間を比較すると、就寝中だった場合の方が起床中だった場合よりも通報に時間を要している。(図17参照)

さらに、最近4年間の就寝中であつた住宅火災における死者発生時の消防隊到着時の状況を見ると、8割以上が消防隊到着時には延焼拡大している。(図18参照)

就寝中の場合は、就寝中で火災に気付くのが遅れたため、通報が遅れ、被害が拡大している可能性がある。

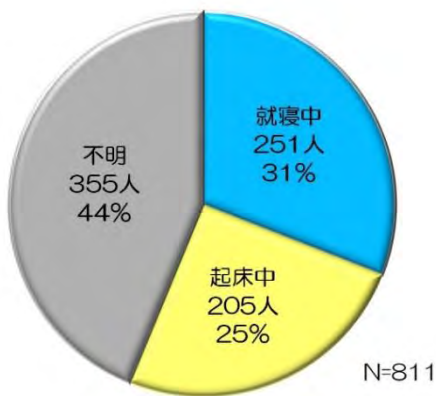


図16 住宅火災における死者発生時状況 (最近10年間)

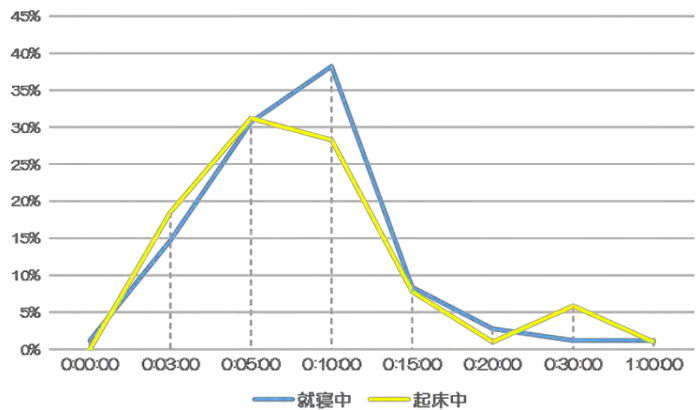


図17 住宅火災による死者発生時状況別にみた出火から覚知時間の比較 (最近10年間)

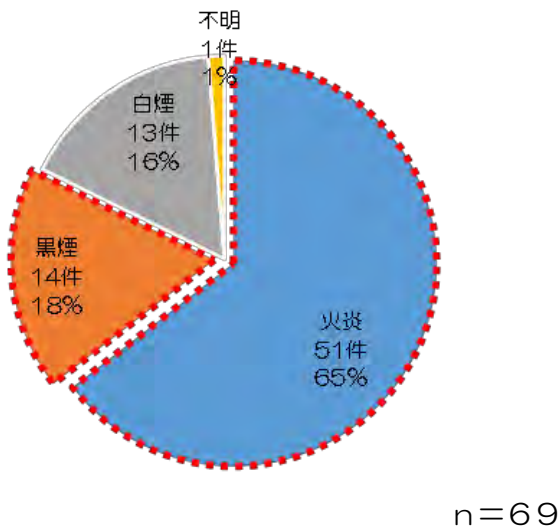


図18 住宅火災死者発生時状況で就寝中であつた火災の消防隊到着時の状況 (最近4年間)

### 3 死者が発生した住宅火災の状況から見た迅速な火災通報の必要性

死者が発生した住宅火災の通報状況を見ると、死者が発生した火災では、死者が発生していない火災と比較して、通報が遅れている。

また、各状況からみると、「住警器の鳴動に気付くのが遅れた」、「通報の行動に至っていない」ことにより通報が遅れ、死者の発生につながっている可能性があることから、「早い発見」を「早い通報」につなげる仕組みが必要である。

## 第3章 住宅火災に対する通報に係る現状等

### 1 隣保共助体制の希薄化

早い通報により被害を低減するためには、火災を発見した本人、居合わせた家族等により119番通報が行われ、万が一の場合は、隣近所が協力し合い通報が行われるのが望ましい。

しかし、近年、生活様式の変化などに伴い、町会や自治会の加入率が低下するなど、地域の関係が希薄になっている。隣近所にどのような人が暮らしているか分からないため、協力体制の確保が困難になっており、本人が火災に気付けなかった場合や、発見が遅れた場合、特に一人暮らしなどの場合は、近隣からの応援がされず、通報まで時間を要している可能性がある。

このことから、普段から近所との付き合いを密接にし、お互いに顔の見える関係を築いていくことを呼び掛ける必要がある。

### 2 死者が発生した住宅火災の通報状況

住宅火災による死者の約7割は高齢者であることや、「一人暮らし」（高齢者含む）が約5割を超えているなど、高齢者は迅速な行動が困難であり、火災に気付いても他の行動を優先し、通報までに時間を要している可能性がある。

高齢者等の要配慮者に対しては、万が一、火災を起してしまった場合に迅速な対応ができるよう、早い通報ができる機器等を紹介し、生活環境に応じた適切な指導をしていくことが必要である。

### 3 普及等している機器

住警器が普及し、被害の低減効果が確認されているが、現在では、らくらくフォンなどの簡単な操作で通報できる機器や、他の居室の火災にもすぐ気付ける連動式住警器の機能向上など、新たな機能が付いた機器の普及等により、早い通報によるさらなる被害低減が期待されている。

すべての都民に対し、これらの機器等についても広報をしていく必要がある。

#### 4 自動通報制度の現状等

東京消防庁が現在運用している住宅に関する自動通報制度は、当庁に直接通報される火災安全システムのみが自動通報制度として運用されている。この制度は高齢者、障害者を対象とし、住警器が作動すると専用通報機から自動的に119番通報する制度であるが、利用条件である居住管理協力者の確保が困難になっているなど、都民のニーズの変化等により、利用者が減少している。(図19参照)

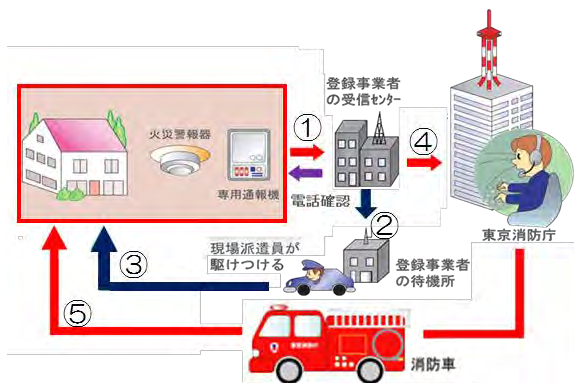


- ① 火災安全システム利用者宅の感知器が感知すると、専用通報機から東京消防庁へ直接119番通報される。
- ② 消防隊が現場へ出場するとともに、居住管理協力者が現場へ向かう。

図19 火災安全システムの通報の流れ

※平成28年4月日より居住管理協力者の設置要件を緩和し運用している。

また、警備会社等の民間事業者が、独自で行っている火災信号の受信駆付けサービスもある。このサービスは利用対象者の制限はなく、利用者が毎年増加傾向にあるが、原則として現場確認前の通報を認めていない。(図20参照)



- ① 感知器が感知すると、専用通報機から民間事業者の受信センターへ通報される。
- ② 民間事業者は、現場に近い待機所等へ連絡する。
- ③ 現場派遣員は現場へ確認に向かう。
- ④ 現場を確認し、火災であった場合は、119番通報を行う。
- ⑤ 消防隊が現場へ出場する。

図20 民間事業者が実施しているサービスの通報の流れ

※平成28年4月1日より当庁が示した判断基準により、早期通報が必要と判断した場合、現場確認前の通報を認めている。

このことから、例えば、住宅火災による死者の約7割が高齢者であることを考えると、ある一定区域において、要配慮者からの火災信号を一括して事業者等が受け、信号を受けた事業者等が、早期の通報を行い、周囲の住民にも火災の発生を知らせることができる制度などが必要ではないか。



## 第4章 提言

### 「早い発見から早い通報につなげるために・・・」

平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器が普及し、早い発見による、住宅火災に係る被害の低減が確認されている。

一方で、住警器が設置されていた住宅の火災においても被害が拡大しているなど、早い発見が可能であったにもかかわらず、被害が拡大している状況も見られることから、早い発見を早い通報につなげる仕組みが必要となっている。

早い発見を早い通報につなげるためには、速やかに通報できる機器や仕組み及び多機能な住警器の広報、さらには通報制度の充実を図ることで、さらなる被害の低減が期待できる。

早い発見から、早い通報につなげるため、必要な提言を以下に示す。

#### 1 都民への働きかけ

##### (1) 住警器の設置促進

平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器の設置率も87.3%と年々上昇傾向にあり、早い発見による、住宅火災に係る被害の低減が確認されている。しかし、条例通りの設置率は6割台であり、早い発見による更なる被害低減につなげるためには、全戸に対し、条例通りに住警器が設置されるよう引き続き、普及促進を図ることが望まれる。

##### (2) 隣保共助体制の充実

通報状況を見ると、高齢者世帯や、一人暮らし世帯などは、火災発生時に迅速な行動が困難であったり、初期消火などの他の行動を優先しているなど、通報までに時間を要していることが考えられる。

一方で、住警器の奏功事例として、住警器の鳴動に気付き、119番通報している通報者の約半数が隣人からの通報である。

これらのことから、万が一、本人が火災に気付くのが遅れたり、初期消火等を優先したことで通報が遅れた場合には、隣近所による通報などの応援が火災による被害低

減につながる。防火防災訓練等あらゆる機会を通じ、また区市町村等、関係機関と連携を図り、地域の隣保共助体制を充実させていくことが望まれる。

### (3) 119番通報に係る機器や仕組みの広報

早い通報を実現させるためには、まず、火災を発見した本人や、近くに居合わせた人がすぐに119番通報できることが重要である。そのためには、当庁における119番通報の仕組みや、現在普及している機器を活用した簡単に119番通報できる方法などの広報を行い、より早い通報につなげていくことも望まれる。

### (4) 連動式住警器など多機能な住警器の広報

住警器については、条例どおりの設置促進の継続はもちろん、適正な維持管理を引き続き促進していく必要がある。

また、他の居室にいても火災の発生に気付くことができる連動式住警器や屋外にも火災の発生を伝えることができるインターホンと連動した住警器など、新たな機能の付いた住警器がより安心であるなどの広報を行い、住環境や、世帯環境に応じた選択ができるようにしていくことが望まれる。

## 2 通報制度の検討

早い通報を実現させるための制度の検討

現在、住宅火災に関する通報制度の一つとして自動通報制度が整備されており、早い発見を早い通報につなげるためには、非常に有効な制度である。

また、民間事業者が独自で行っている火災信号の受信駆付サービスについても、利用者が増加傾向にある。

さらに、現在、様々な通報手段及び通報機器があり、日進月歩で発展している。

これらの状況に鑑み、より早い通報ができ、より都民が利用しやすい通報制度について検討し、整備していくことが望まれる。

別紙

**【事務局】**

おはようございます。定刻となりました。ただいまより第13期東京都住宅防火対策推進協議会の第3回協議会を始めさせていただきたいと思います。はじめに、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料の確認をお願いいたします。まず1枚目に第3回の次第、それから1枚めくっていただきまして委員の皆様の名簿、それからさらに1枚めくっていただきまして本日の席次表、それからもう一枚めくっていただきますと、最初に資料2の第13期住宅防火対策推進協議会報告書の(案)ということでまとめてあります。その下にA3版の資料1報告書概要(案)ということで資料1、2を準備させていただいております。不足、見にくいもの等ありますでしょうか。

それでは開会にあたりまして、関澤会長の方からごあいさつをさせていただきたいと思います。関澤会長お願いいたします。

**【関澤会長】**

はい、みなさまご存じのとおり最近は暮れにありました糸魚川の火災とか、あるいは今も燃え続けている火災とか、今年は火災の当たり年のような、ちょっと心配でございますけれどもこの住宅防火対策推進協議会も今期13期は迅速な火災通報制度による被害の低減ということでございまして、これまで2回、皆様の貴重な議論をいただいて参りました。で今回3回は最終回でありまして、1、2回目でいただいた意見をもとにまとめました報告書について最終的なご意見をいただきましてまとめさせていただきたいと思いますのでご討議をよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

会長ありがとうございました。つづきまして、議事に入ります前に、ご参画いただいております委員の変更がありましたのでご紹介させていただきます。東京都民生児童委員連合会松尾光恵委員でございます

**【松尾委員】**

松尾光恵です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、首都大学東京の市古委員、東京防災設備保守協会の小川委員、東京都社会福祉協議会の竹内委員、江東区介護保険課長の油井委員、以上4名の委員におかれましては、所要により欠席との連絡をいただいております。

また、当庁の防災部長の鈴木委員ですが、急な公務が入りまして欠席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日は東京都福祉保健局地域生活支援課長西脇委員の代理で平賀課長代理、また、清瀬市高齢支援課長細山委員の代理で小野係長にそれぞれ出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会の内容は、第13期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱第4条に定められた

とおり、原則公開とさせていただき、本日の会議結果につきましてもHPで公開する予定でございますので改めてご了承ください。

それでは会議次第に基づきまして会議を進行させていただきます。会議の進行につきましては関澤会長にお願いいたします。

**【関澤会長】**

本日の議題は「迅速な通報制度による被害の低減について」の報告書（案）について皆様にご審議いただきます。

初めに、事務局より報告書の内容について説明いただき、そのあとご審議をいただきたいと思っております。

それでは、はじめに報告書の内容について事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは事務局の方で資料を説明させていただきます。

まず全体の内容の説明に入ります前に、報告書のまとめ方について簡単にご説明させていただきます。今回の協議会につきましては、先ほど会長からもありましており、迅速な火災通報制度による被害の低減についてというテーマでご議論いただいております。

第1回目につきましては主に早い通報制度の必要性についてご議論いただきまして、その中で、住宅用火災警報器の設置促進の必要性、あるいは地域の共助体制の重要性、そういった意見も委員の皆様からたくさんいただいております。

また、第2回目の協議会につきましては通報制度の現状をご理解いただきながら通報制度の内容につきましても細かいところまでご議論いただいております。ただし、今回の第3回目は報告書の内容ということになりますので報告書の中身につきましては方向性までのまとめとさせていただきます。

今回の報告書につきましては、第1回目の協議会でいただいたご意見、第2回目でいただいたご意見を踏まえながら自動通報制度を含めて、早い通報につなぐための全体的な提言をいただけるように広くまとめさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、第2回の会議でご議論いただきました制度の細かい内容に関しましても今後東京消防庁で通報制度を検討していくにあたってご意見として反映させていただきたいと思っております。

具体的な内容につきましてはこの後説明させていただきます。

それでは報告書（案）についてご確認をさせていただきます。

まずは、資料1 報告書概要（案）A3をご覧ください。

全体として4章構成とさせていただきます。A3版の報告書概要（案）に沿って内容を確認させていただきます。

まず1ページ協議テーマ「迅速な火災通報制度による被害の低減について」テーマと設定背景について報告書をまとめております。

テーマの設定背景といたしましては、近年の住宅火災の状況を見ると、死者の約7割が高齢者であり、これまでも様々な火災予防対策を検討し推進してきました。

特に住警器の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されています。

一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、約3割が就寝中であり、早い発見、通報が困難な状況であったと推測されます。

このことから、早い発見を早い通報につなげるため、「迅速な火災通報制度による被害低減」をテーマとして検討することとしたということで記載しております。1番については、検討体制、これまでの検討経過を記載しております。

一枚おめくりいただいて2ページ目は本会議の委員名簿となっております。

3ページ目から現在の火災状況ということで、過去10年間の住宅火災件数の推移、住宅火災による死者数の推移についてまとめております。

過去10年間の住宅火災の件数をみると、火災件数は減少傾向であるが、建物から出火した火災の中で、住宅火災件数は約6割と高い割合を占めています。

下の(2)にいきまして、また、過去10年間の火災の死者数と住宅火災の死者数を比較すると、全体的にゆるやかに減少していますが、高齢者の死者の割合は約7割と高くなっています。

1枚おめくりいただきまして、図3も高齢者の死者の割合ということで示しております。

つづきまして4ページの3番、こちらから住宅火災に対するこれまでの取組みについてまとめております。

火災予防対策としてこれまでの取組みとしては第11期の住宅防火対策推進協議会において、「恒常的な死者低減を実現するための総合的住宅防火対策の推進について」検討し、死者発生3大要因である、「たばこ」、「こんろ」、「ストーブ」火災を対象を絞った火災予防対策を推進している。

また、第12期住宅防火対策推進協議会では、「住宅火災における高齢者の被害低減対策について」検討し、総合的な防火防災診断の充実強化を積極的に推進している。

つづいて右側5ページ、「起きてしまった火災」に対する対策としては、住警器の設置促進を行ってきました。

平成22年4月1日にすべての住宅に設置義務化となって以降、設置率は年々上昇傾向にあり、平成27年の調査では、87.3%と非常に高い水準で住宅用火災警報器の設置が進んでいます。

5ページ(3)から8ページまでは住警器の設置効果についてまとめております。

はじめに住警器の奏功状況についてです。

平成27年中における住警器の奏功事例は258件ありました。

そのうち焼損程度別をみると、火災に至らなかった事例が133件と約5割以上を占めています。また、火災に至った事例についても、ぼやが100件と約4割となり、住警器による火災の早期発見の効果が表れています。

1枚おめくりいただきまして、図5、図6はこちらのグラフとなっています。右側7ページの図ですが、住警器の鳴動に気付いた人について見てみると、居住者以外、特に隣人からの通報が約半数で、居住者を含めると9割以上の事例が早期発見につながっており、早期発見の被害低減が図られています。

7ページの下に行きまして、住警器設置別の被害状況についてです。

住警器を設置している住宅における火災と、設置していない住宅での火災を比較してみると、火災1件当たりの平均焼損床面積は、設置住宅と未設置住宅を比較すると約2.7倍に、火災1件当たりの平均損害額でも、約2.1倍と未設置住宅における被害が大きいことを示しています。

1枚めくっていただきまして8ページ目、こちらは住宅火災による死者発生状況を住警器等の設置状況別にみると、火災100件あたりでは住警器等設置住宅と住警器等未設置住宅を比較すると約2.1倍の死者が発生しています。

こちらまでが住警器の奏功事例まとめております。

つづきまして右側第2章迅速な火災通報の必要性についてということで9ページから13ページまでまとめております。

第2章は第1章に引き続き、第1回協議会の内容と、第2回目に追加で作成した資料をまとめたものです。

平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器の設置率も年々上昇傾向にあり、早い発見による、住宅火災による被害の低減が確認されています。しかし、条例どおりの設置率はいまだ6割台であり、早い発見による更なる被害低減につなげるためには、引き続き、普及促進が必要であります。

一方で、住宅火災による死者の中には、「早い発見」ができていたのにもかかわらず、通報の遅れにより被害の拡大につながった方もいる可能性も考えられ、その対策についても検討が必要となっています。

9ページは死者が発生した住宅火災における通報状況についてまとめたものです。

死者が発生した住宅火災による通報状況等について、最近10年間の住宅火災による死者が発生した火災について、出火から覚知までの時間を比較すると、死者が発生していない火災においては3分台が最も多いのに対し、死者が発生した火災では、5分から10分までが多くなっています。

1枚おめくりいただいて、10ページ目、上のグラフは通報者別に見たものです。

死者が発生した火災では近隣者等からの通報の割合が多く、居住者等の割合が他の火災と比較して低くなっています。

このことから、住宅火災による死者が発生した火災では早期発見ができていたとしても、何らかの要因により通報が遅れた可能性があると考えられます。

つづいて2番、死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性についてまとめております。

1 番で述べたとおり、死者が発生した住宅火災においては、何らかの原因により通報の遅れが発生していると考えられ、火災が発生した状況別に可能性を述べています。

10 ページの下の図は住警器を設置している住宅における火災の死者も発生していることがわかります。

住警器が設置していても死者が発生していることから、通報が遅れている可能性としては、鳴動している住警器設置居室とは別の部屋にいたり、就寝中であったため、住警器の鳴動に気付くのが遅れたことにより、通報が遅れ被害の拡大につながった可能性が考えられます。つづいて右側 11 ページ、住宅火災による死者の世帯別状況から見た場合です。

最近 5 年間の住宅火災による死者の世帯別状況をみると、「高齢者一人暮らし」と高齢者以外の「一人暮らし」と合わせると 5 割を超えています。

「一人暮らし世帯」では初期消火を実施していたなど、一人での対応のため、他の行動を優先し通報まで至らなかったなどの理由により通報が遅れた可能性が考えられます。

1 枚おめくりいただきまして 12 ページ、過去 10 年間の住宅火災による死者発生時の状況を見ると、約 3 割が就寝中に発生した火災で亡くなっています。

また、就寝中か起床していたかで、出火から覚知時間を比較すると、就寝中だった方が起床中だった場合よりも通報に時間を要しています。

さらに、下のグラフは、最近 4 年間の就寝中であつた住宅火災における死者発生時の消防隊到着時の状況です。約 8 割以上が消防隊到着時には延焼拡大していることがわかります。

以上のことから、就寝中に火災が発生した場合は、就寝中で火災に気付くのが遅れたなどの理由により、通報が遅れ、被害が拡大している可能性があります。

13 ページ目、以上のことから、「住警器の鳴動に気付くのが遅れた」、または、他の行動を優先して「通報の行動に至っていない」ことにより通報が遅れ、死者の発生につながっている可能性があることから、「早い発見」を「早い通報」につなげる仕組みが必要である。ということで 2 章をまとめさせていただきました。

つづいて 14 ページ目からは 16 ページまでは第 3 章、住宅火災に対する通報に係る現状についてまとめております。

冒頭でご説明したとおり、第 1 回、第 2 回の議事等から、近隣の付き合いが希薄である、新たな制度で都民の幅が広がる方が良いことではあるが、既存の制度についても目をむける必要があるなどの意見をいただいたことから、通報制度全体のことで第 3 章とまとめさせていただきました。

#### 1 隣保共助体制の希薄化

早い通報により被害を低減するためには、火災を発見した本人、居合わせた家族等により 119 番通報が行われ、万が一の場合は、隣近所が協力し合い通報が行われるのが望ましい。しかし、近年、生活様式の変化などに伴い、町会や自治会の加入率が低下するなど、地域の関係が希薄になっています。

隣近所にどのような人が暮らしているか分からないため、協力体制の確保が困難になって

おり、本人が火災に気付かなかった場合や、発見が遅れた場合、特に一人暮らしなどの場合は、近隣からの応援がされず、通報まで時間を要している可能性があります。

このことから、普段から近所との付き合いを密接にし、お互いに顔の見える関係を築いていくことを呼び掛ける必要があります。

## 2 死者が発生した住宅火災の通報状況

住宅火災による死者の約7割は高齢者であることや、「一人暮らし」(高齢者含む)が約5割を超えているなど、高齢者は迅速な行動が困難であり、火災に気付いても他の行動を優先し、通報までに時間を要している可能性があります。

高齢者等の要配慮者に対しては、万が一、火災を起してしまった場合に迅速な対応ができるよう、早い通報ができる機器等を紹介し、生活環境に応じた適切な指導をしていくことが必要です。

## 3 普及等している機器

住警器が普及し、被害の低減効果が確認されているが、現在では、らくらくフォンなどの簡単な操作で通報できる機器や、他の居室の火災にもすぐ気付ける連動式住警器の機能向上など、新たな機能が付いた機器の普及等により、早い通報によるさらなる被害低減が期待されています。

すべての都民に対し、これらの機器等についても広報をしていく必要があります。

## 4 自動通報制度の現状等

第2回の会議でも説明しましたように、東京消防庁が現在運用している住宅に関する自動通報制度は、当庁に直接通報される火災安全システムのみが自動通報制度として運用されています。

この制度は高齢者、障害者を対象とし、住警器が作動すると専用通報機から自動的に119番通報する制度であるが、利用条件である居住管理協力者の確保が困難になっているなど、都民のニーズの変化等により、利用者が減少しています。

また、警備会社等の民間事業者が、独自で行っている火災信号の受信駆付けサービスもあり、このサービスは利用対象者の制限はなく、利用者が毎年増加傾向にあるが、原則として現場確認前の通報を認めていません。以上が現在ある自動通報制度の現状で、16ページは、例えば、住宅火災による死者の約7割が高齢者であることを考えると、ある一定区域において、要配慮者からの火災信号を一括して事業者等が受け、信号を受けた事業者等が、早期の通報を行い、周囲の住民にも火災の発生を知らせることができる制度などが必要ではないか。ということで第3章をまとめさせていただきました。

最後に17ページ、18ページは第4章提言としてまとめております。

「早い発見から早い通報につなげるために・・・」

平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器が普及し、早い発見による、住宅火災に係る被害の低減が確認されています。

一方で、住警器が設置されていた住宅の火災においても被害が拡大しているなど、早い発見



が可能であったのにもかかわらず、被害が拡大している状況も見られることから、早い発見を早い通報につなげる仕組みが必要となっています。

早い発見を早い通報につなげるためには、速やかに通報できる機器や仕組み及び多機能な住警器の広報、さらには通報制度の充実を図ることで、さらなる被害の低減が期待できます。早い発見から、早い通報につなげるため、必要な提言を以下に示す。

ということで以下2点まとめさせていただきました。

## 1 都民への働きかけ

### (1) 住警器の設置促進

平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器の設置率も87.3%と年々上昇傾向にあり、早い発見による、住宅火災に係る被害の低減が確認されている。しかし、条例どおりの設置率は6割台であり、早い発見による更なる被害低減につなげるためには、全戸に対し、条例どおりに住警器が設置されるよう引き続き、普及促進を図ることが望まれます。

### (2) 隣保共助体制の充実

通報状況を見ると、高齢者世帯や、一人暮らし世帯などは、火災発生時に迅速な行動が困難であったり、初期消火などの他の行動を優先しているなど、通報までに時間を要していることが考えられます。

一方で、住警器の奏功事例として、住警器の鳴動に気付き、119番通報している通報者の約半数が隣人からの通報です。

これらのことから、万が一、本人が火災に気付くのが遅れたり、初期消火等を優先したことで通報が遅れた場合には、隣近所による通報などの応援が火災による被害低減につながります。防火防災訓練等あらゆる機会を通じて、また区市町村等、関係機関と連携を図り、地域の隣保共助体制を充実させていくことが望まれます。

### (3) 119番通報に係る機器や仕組みの広報

早い通報を実現させるためには、まず、火災を発見した本人や、近くに居合わせた人がすぐに119番通報できることが重要です。そのためには、当庁における119番通報の仕組みや、現在普及している機器を活用した簡単に119番通報できる方法などの広報を行い、より早い通報につなげていくことも望まれます。

### (4) 連動式住警器など多機能な住警器の広報

住警器については、条例どおりの設置促進の継続はもちろん、適正な維持管理を引き続き促進していく必要があります。

また、他の居室にいても火災の発生に気付くことができる連動式住警器や屋外にも火災の発生を伝えることができるインターホンと連動した住警器など、新たな機能の付いた住警器がより安心であるなどの広報を行い、住環境や、世帯環境に応じた選択ができるようにしていくことが望まれます。

## 2 通報制度の検討

早い通報を実現させるための制度の検討

現在、住宅火災に関する通報制度の一つとして自動通報制度が整備されており、早い発見を早い通報につなげるためには、非常に有効な制度です。

また、民間事業者が独自で行っている火災信号の受信駆付サービスについても、利用者が増加傾向にあります。

さらに、現在、様々な通報手段及び通報機器があり、日進月歩で発展しています。

これらの状況に鑑み、より早い通報ができ、より都民が利用しやすい通報制度について検討し、整備していくことが望まれます。

提言は以上のようにまとめさせていただきました。

事務局からの説明は以上です。

【関澤会長】

ありがとうございました。

それでは、1章、2章、3章、4章とわけてもよろしいのですが、短いのでどの章でも結構ですのでみなさんご質問、ご意見、ご提案がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【平田委員】

表現上のことについてよろしいでしょうか。

2点あるのですけれども、一つは、図の12ですかね、書き方の問題だけなんですけど内容にかかわることじゃなくて、図12の折れ線グラフなんですけど折れ線グラフというのは横軸の距離も重要なので、この書き方は距離が違うんですね、同じ距離で書きながら左から0、3、5というふうに3分2分という感じにきていて後ろの方は10分、1時間、ちょっと見づらいんですけれども。

【事務局】

30分から1時間で2時間、5時間といふように。

【平田委員】

2時間、5時間、10時間、20時間ですね、ここは明らかに距離が違うので波線で区切ったりとか、あと3分と2分というのは同じ長さで書くのは数学上ちょっとおかしいような気もするので、ここは表現だけなんですけれどもちょっと見直されてはいかかでしょうか。で同じく図の17にも言えることなのですが12ページの図17も全く同じ図なので図示することはわかりやすいですけれども、距離を均等にしておかないと誤解してしまうので表現を見直していただきたいと思います。

それともう一点が、一番最後の18ページでこれは単なる国語なのですが、18ページの2番の通報制度の検討というところの次に、早い通報を実現させるための制度の検討という題目のような見出しのようなでも文章ではないものが来ているのでこれは2番のタイトルをそれにした方がよいのではないのでしょうか。早い通報を実現させるための制度の検討を2番のタイトルにさせていただければ同じことだと思うんですけど。ご検討いただければと思

います。

**【関澤会長】**

はいありがとうございました。

あの、平田さんの補足をすれば図17と図12は横軸のその下の書き方もデータをそのまま貼り付けてしまったような手を抜いて書いているような気もするので先ほどの指摘の他に、分であったら分で1分、2分、3分と刻みで書いてもらって、等間隔にするのであれば、折れ線グラフで、等間隔でなければ棒グラフで、図17の黄色はかなり色が濃く出るやつであればいいけれど、暖色系、寒色系であらわすのにしても、黄色じゃなくてオレンジ色などの濃い色とするなど、その辺の配慮に欠けているなと感じました。

**【平田委員】**

図の8と9と10、7ページから始まるのですが、軸の名称、単位がわからないものがあるって、15とか10とか縦軸ですかね、これは面積なのでしょうけれども単位を書いた方がいいと思います。図10までです。

**【関澤会長】**

ありがとうございます。

他はいかががでしょうか。

**【濱谷委員】**

普及促進の関係のことなのですが、9ページですね、最後まとめのところにもあるのですが、87.3パーセントの設置率です。しかし条例どおりの設置率は6割台です。これでいくと、私の理解では、これだと、100人いた中で、87人は住警器を設置しています。6割台でそのうち52人は正しく設置していました。残りの35人はちゃんと設置していませんでした。という状況なのかと思ったんですね、つまり、設置していない人が13人いて設置しているけど、正しく設置していない人が35人いますよ、100人のうち。だとすると、引き続き普及促進が必要だというのは何となくわかるのですが、多分中身は2つあって、設置をしてくださいという話と、条例どおり設置してくださいという話2つあるんだと思います。ここは枕詞的なところの書きぶりですので精緻には書いてある必要はないかと思うのですが、条例どおりに設置していないと何がいけないというのを少しだけ書いていただけると一番最後のまとめのところですべて全戸に対し条例どおりに住警器が、というところの説得力が増すのではないかと思いますのでそのあたりをお願いできればと思います。

**【関澤会長】**

具体的に、東京都というか東京消防庁管内というのかわかりませんが、東京都の条例どおりのというのは市町村によって台所とか居室に義務付けるかどうか委任されているのですね。東京都は台所にも、居室にもつけなさいとか、そういうふうな具体的に書いた方がいいんじゃないですかね。他の区市町村では、そこまでじゃなくて寝室と階段上部にだけ全国的に統一的に義務設置になっています。

**【濱谷委員】**

そうしたら、注意書きか走り書きかわかりませんが、そういう形ででも入れていただけたらと思います。

【関澤会長】

他はいかがでしょうか

【高宮委員】

会長よろしいでしょうか

提言ということですね2点出されておまして、都民への働きかけということで都民に対してどうしていくべきか、あるいは都民の方々もご協力くださいというような提言。2点目が早い通報制度の検討、行政サイドへの検討ということでまとめてあるのですが今回、報知器関係ですとか、通信機器関係の方々にも参画いただいておりますので、前回、前々回では議論がでていなかったのですが、業界さんへの提言という形で新しい、新たな私もあまり詳しくはないのですが、ネットだとかワイファイを活用した住警器が感知すれば、携帯の方へ飛んでくるだとか、あるいは指定した先に飛ばすことができるだとか、例えばの話ですけれども、新しい感知器の開発というところでもですね提言の中に盛り込んでいただけないかなと思うのですがいかがでしょうか。

【関澤会長】

事務局いなかでしょうか。

【事務局】

事務局といたしまして今高宮委員からもあったとおり、提言の中では、都民への働きかけと、2番の方は行政サイドへの働きかけということになりますので、今日、川上委員等にもお越しいただいておりますので、もし業界への働きかけということで入れさせていただくということが可能であれば、ここでは具体的なことはまだ書けない部分はありますが、事務局の案の方を示させていただいて、見ていただいて、可能ところで書かせていただくという方向性で進めさせていただきたいと思いますがいなかでしょうか。

【関澤会長】

みなさんよろしいでしょうか。

【川上委員】

私の方からよろしいでしょうか。

報告書のとおり被害を低減するには早い発見、早い通報、早い初期消火が大事であることは重々承知ですが、あるメーカーでは聴覚障害者用の屋内信号装置の開発ですとか、あるいは1個の住警器はこちらにも書いてあるのですが、感知すれば、全ての住警器が鳴動するあるいはその信号をインターホンから火事です火事ですと外に流れるですとか、あるいは感知すれば光が外に出るとか、色んなものが開発されているのは確かです。少しずつは普及しているのが現状です。ただ、この協議会での数々の貴重な意見を踏まえまして住警器の設置促進、そしてもう10年以上が経とうとしている住警器の交換につきまして広報はもとよりでございますけれども、高宮委員からご提案ありましたとおり、さらに住警器の信号

を受けてスマホに行くとか、ワイファイを使うとか、そういう新たな住警器のつきましては私どもの会員メーカーと協議を重ねましてこれから新しい住警器の在り方というのを踏まえまして重々検討していきたいと考えておりますので提言等していただけるのであれば私としてはありがたく思っております。

**【関澤会長】**

連動型はね、推奨するというのは少しお高くなりますけれども、いいことだと思いますし、住戸の前に点滅したり、音が出たりするのは伝建築文化財の伝建築なんかでは大内宿ですとか、高山の佐野町ですとかそういうところではすでについています。

誤報の時、非火災報の時に迷惑になるので、親族の方が嫌がる場合もありますね。その辺はちょっと難しさはありますけれども、そういう機器が開発されているので利用するのを検討されたいというのは書いていいんじゃないかなと思います。

**【事務局】**

今普及しているものを広報していく、というのも一つあると思います。それと、今、川上委員からおっしゃっていただいた新しい機器の開発そういったものを関係する企業ですとか工業会さんの方で進めていただくといった内容を少し盛り込ませていただきたいと思います。

**【川上委員】**

文書で書いていただければ、私としても押しやすいというところもございますので、ぜひ辛めに書いていただいて。

**【関澤会長】**

他にいかかでしょうか。

**【池上委員】**

14ページの3章ですが隣保共助体制の希薄化という項がありますね。普段から近所との付き合いを密接にし、お互いに顔の見える関係と呼び掛けていく必要があるとありますが、これは非常に大事なことです。制度として色んな機器や、便利なものがあっても、やっぱり人を助けるのは人ということです。私は今、東京消防庁の災害時支援ボランティアに係っていますが、先日、地元の志村消防署管内で登録している支援ボランティアの方と話す機会がありました。長い方は20年くらいトレーニングを受けて、初期消火から、AEDの使い方から心臓マッサージの仕方までやっていますが、活躍の場がないことを不満に思っておられます。そのため、災害が都内で頻繁にあっては困るのですが、災害対応シュミレーション訓練ができないかという提案を私は預かっています。そこで、消防職員はもちろんのこと、町会長や民生委員、ヘルパーさん等が同行して実施している東京消防庁の「7つの問いかけ」に支援ボランティアの方にも高齢者対策の一環として手伝っていただければどうかと思っています。東京消防庁災害時支援ボランティアの皆さんの日常の活動として根付かせたらとてもいいと思っています。提言には細かいことは書かなくてもいいのですが、3月6日に運営委員会があるので、そのことを申し上げたいと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。

【関澤会長】

他は。

【鈴木委員】

今、池上さんがおっしゃった普段から近所のお付き合いは我々住民の団体としては、ほんとに全くそのとおりで、その顔の見える14ページですか、関係を築いていくということはほんとにいつも問われているわけでございますけれども、我々も、町会、自治会の加入率の低下については心を痛めてがんばっているところでございますが、まあ微力で思うようにいかないところもあります、がんばっておりますが、その中で、一つ早い通報ができる機器を14ページの2ですけれども早い通報ができる機器を紹介し、という形があるのですがこれは13ページの3にも影響するのですが、その13、14を踏まえてこの早い通報ができる機器、今、会長がおっしゃったように連動するようないい機械もあるのですが、我々住民からすると、高いのはいらなくて意味なんですよ、結局1個単体でつけるくらいはするけど、やっぱり住民のエゴで、一つはつけるけど、そんな連動する、確かにいいのだけど、高いからそんなのいらんよという理解度が違うのですけれども我々と住民の考えとしてはですからその辺のところ、逆に私たち、行政なりまあ民生委員の方がその補助金は出ないのかね、そういうその高い機器に対して連動するいい機械もあるので補助金を出しますよという、まして高齢者に対して高齢者を対象にした場合はぜひ補助金を出してあげますというぐらいのことがいいのかなと私不勉強で行政に聞いたことがないのですが帰ったらさっそく何とかしろといたいのですけれども、そうすれば、連動するようないい機械も普及するかなと。

それからもう一つ、連動して今川上さんがおっしゃったとおり、10年過ぎてね、付けいても10年過ぎていうのが結構あると思うのですよ。私自身、その辺をもう一回運動を起して一回10年過ぎたのをまあ極端のところ取っ払って、今新しいのが出来ているのだから付けろというような運動をしないと、少し乱暴な形でやらないと、交換できませんとか、確かめてからと言ったってそんなめんどくさいこと高齢者がやるわけないので、ちょっと強引にキャンペーン張って、古いのは取り換えましょう、連動のは行政が補助金あげるからつけましょう位のことを言わないと、駄目かなあと住民のふところから考えてなかなか思うようにいかないかなあと思うのですよ。まあ努力はしますけれども。

最後になりましたけれども18ページの3の2ですか通報制度の検討の中で、私いつも思うのですが、町会自治会で防災訓練をやるんですよ、そうすると、初期消火なんかやりません。そうするとみなさんご承知かと思うのですが、火点に向かって火事だ一火を消せ一って当事者が消火器を持っていきますよねで、火事だっていうのだけれども、じゃあ周りの人がねここにあるとおりの第三者がすぐにそれ火事を聞いてどっかに駆け付けるとか電話をするとか自分の携帯でするとか何とかその訓練をさせないといつもいっぱい見てるんです

けれども火事だ火を消せって言ってああやってんなって周りにはね、今度は俺の番が来たからじゃあやるかっていうだけで、実際の初期消火の早い通報には全然結びついていないと私自身反省していますのでこれからはですね5人、10人並べて、初期消火、火事だって言ったときには周りにいる人はぜひ電話をかけてくださいとか、かける振りしてくださいとか、うちって電話ない人はうちの電話でかけてくださいということをお口を酸っぱくして言わないと次の行動に移らないかなあと、そういえばそうだ携帯で携帯あったから電話しようというのでは遅いんで、早い通報の訓練の仕方を少し変えなくちゃいけないかなと私反省してます。お金もかからないので。

**【関澤会長】**

私、今まで2回経験ありますよ。1回目はまだ一人住まいの時に家の近所にいたら通りに人が円陣組んでいるんですけど中にためらい自殺で腹から血を流して倒れている人がいるんですけどみんなじっと見ているんですけどでも誰か119番通報したんですかって聞いたから誰もしていないっていうんですよ。すぐ家に帰って電話して119番にこういう通報来ていますかって聞いたから初めてですって第1通報者になりまして。東京消防庁たいしたものですよその患者は、杏林病院に運んで無事ですってお礼の電話がありました。第1通報者に。

**【鈴木委員】**

案外だめなんだよね、周りいて野次馬になって。

**【関澤会長】**

今度は東大前の地下鉄で泡吹いて倒れている人がいて、周りに若いのがいるんだけれども誰か119番したかって聞いたから誰もしていないって、お前119番しろってそうしたら俺が首をぐってやってね、胸に手を当てたりしてそういう勇気を持ちましょうっていう教育は多分あまりされてないんですよ。訓練もされていなくて、一歩踏み出す勇気とかね、周りがお互いに顔を見合っこして様子だけ見ているんですよ。

**【鈴木委員】**

やっちゃうと何かあったら責任とらないといけないって理解不足で。

**【関澤会長】**

関わらない方がいいよってそういう風潮がね、若い人にも未だにあるような気がします。

**【尾作委員】**

小さいころから小学校、中学校の義務教育の学校の授業の一環で体験をさせてあげるっていうのもとっても大事ななって思いますね。親だけじゃなくて。

**【池上委員】**

今のに関連して、少し余談になりますが、日本橋消防署管内で防災訓練をした時のことです。AEDの使い方を見本を消防署の方が見せてくださいました。今おっしゃったように、倒れている人がいても、その周辺の人は何もしないで見ている場合が多いのですが、消防署の職員の方々は、倒れている人に寄り添いながら、近くの人に「119番通報してください」

とか、「AEDを持ってきてください」など、的確に指示を出しておられます。相当訓練を積んでおかないと倒れている人を目の前にすると、慌ててしまって何もできない人が多いように思います。あと鈴木さんがおっしゃったようにやらないとなかなか身に付かない。普段やらないことは、大災害時にはできないと明言された方もおられます。

【関澤会長】

もう鈴木さんとの付き合いは10年以上になるのですが言っていること変わったなあって今日聞いて思いましたのは住警器のね、鈴木さんが最初普及を始めたころはとにかく1個でもいいからつけてくれって、電池式である頃は関口総監のころで、とにかく2年物でも5年物でもつけてくれって一生懸命ね。

それが今更新時期きてね、いまだに消防行政も民間会社もですね、電池交換じゃなくて新品に変えてくれって本音では言いたいのになんかぐっと我慢しているんですよ。

それはね当時そうやって普及させた背景があるので電池交換じゃなくて新品に変えるって言ったらあの時鈴木さんだましたなって言われちゃうけども鈴木さんはね、前からおっしゃっているけども今日は新品に取り換えた方がいいってことをね。

【鈴木委員】

単価もね安くなってきているのでそれが救いです。

【関澤会長】

業界、行政もね、この際に新品に取り換えろと広報をやった方がすっきりわかりますよね。電池式もありますよとか中途半端な言い方するから、じゃあうちは電池交換するかなってずっと交換しない。

【鈴木委員】

めんどくさいから。

【関澤会長】

交換しない。

【川上委員】

総務省消防庁は電池交換を中心に言っちゃっているので本体交換までなかなかいかないっていうのが実態です。

【鈴木委員】

今、車だって部品交換より、アッセンブリーで直しちゃった方が安いくらいなんだからこれは思い切ってやらないとだめですよ。

【川上委員】

広報につきましてはこれからも進めていきたいと思えます。

【鈴木委員】

私も微力ながら。

【関澤会長】

ここで議論してね、もう11期か10期ぐらいの時ですけども、電池交換ものすごく大変。



あの量販店行って住警器ありますかって聞くと置いてないんですよ、そのメーカーさんに連絡して、メーカーさんから本体送って下さいよって宅配便で送って向こうで電池交換して送り返してくる。

その手間をとらないと電池交換できないそんなことどこにも書いていませんよ。電池交換は必要です、何々メーカーのホームページいくとそれしか書いていない誰が交換しますかって言いたい。絶対に交換しない。

量販店には新品を置いてある、だったら新品を買ってくださいと言った方がずっといい。

【川上委員】

例えば住警器を買い取りますから、安く、それから交換しましょうというのはいかがでしょうか、こういう方法も交換につながるのかなと思っています。

【関澤委員】

それを次期のテーマにするとかね。

【鈴木委員】

その話がほんとになれば、東京に号令かけますよ。

【川上委員】

まだまだ難しいところございますけれども、積極的に広報につきましては我々工業会としてもこれからもやっていきたと思っています。何かいい方法がないかなと。

【関澤委員】

他にありますか。

一つだけね、ちょっとこの1回目、2回目の時には警備会社が、民間事業者が行っている受信駆付けサービスの利用で、これ今までは、15ページ関係ですね、確認したうえで通報しなさいよということだったんですけども、確認前にも東京消防庁に通報して出動するようにしないと迅速な通報にならないということを議論していたと思うんですが、ここには原則として現場確認前の通報を認めていない図20参照と書いてあってその下に※で昨年の4月1日より判断基準により早期通報を必要と判断した場合、現場確認前の通報を認めている。と書いてあって最後の4章提言のところに、これがどのように示されるかと思ったらはっきりは書いていないこの辺が明確にならないのかなと。

全面的に認めるよから民間、警備会社の協力を得て、推進していきたいというのかこの辺はどうなのでしょうか？議論もありましたよね。

【事務局】

第3章の一番最後にこのことから書かせていただいていた部分ですが今までの現状を踏まえて、第2回目の協議会の中ではこの制度をもう少し細かくご議論いただいていたのですが、なかなかそこまで行き着くにはいろんな課題もある、ただ一方で色んな形の制度を検討していかなければいけないんじゃないか、その例として例えばこういうものもあるのではないかと、という例としてまず一つここに書かせていただいたというのがこの中に書かれているものの内容でございます。

第2回目でご議論いただいたこの民間事業者の図20に示しているところを、もう少しすぐ119番を通報できるようにしようというものにつきましても今後東京消防庁の中では制度化に向けて検討をすすめていく予定ですが、ここに制度の全体までをもう全部すべての利用者に対応しますよとかまで書けないという部分もありますので今回は具体例の方で色んな制度を検討していきます。その中でこういったものも検討していきます。ということでこのような書き方をさせていただいております。

【関澤会長】

そうなんですか。

※印は例外的な場合は例外的っていいですか早期通報と判断した場合は、通報を認めるということなんですが、まあ実際の事故の場合はすべて早期通報が必要とこの会合の趣旨が早期通報しろと、するために言ってるんで、事故起きた時は基本的に早期通報が必要な場合なのでほとんど認めてもいいんじゃないかという気もするんですが。

その辺は、これはごくわずかな例なんですかパーセンテージでいうと、原則として認めていないんで民間事業者が現場確認前の東京消防庁への通報というのが全体のどのくらいあるのかな現状で。

【事務局】

緩和措置を行ってからのデータになるのですけれども、緩和措置を行いましたのが平成28年4月1日から12月末ということで、9か月間において18件入電しております。そのうちの真火災、本当の火災につきましては2件ございました。そういう状況でございます。

【関澤会長】

どう考えたらいいいんでしょうかね。

だからごく、事例としては少ないんですよ。

【事務局】

はい、利用者が減少していると第2回目の協議会の時もあったのですが利用者が少ない。

【関澤会長】

それは安全システムで、今の話は民間事業者のセコムさんとかそういうところがここに書いてあるように毎年増加傾向にあるという方の話。

【事務局】

失礼しました。

【関澤会長】

それは18件じゃないんだね。

今の18件は警備会社からの通報になります。

【土屋委員】

それは恐らく事務所ビルとか大型のマンションとかじゃないですか。

一般の家庭は入っていないですよ、今の18件の中には。

【事務局】

入っています。一般家庭も入っています

【土屋委員】

これはもちろん契約されているお宅ですよ。

【事務局】

そうです。

【土屋委員】

そうですよね、あたりまえですよ、発報が入らないですから。

それは契約している件数が少ないわけですから一般家庭が各々の通報の契約をしているのはまだ少ないですから。

【関澤会長】

警備保障会社さんとしては事前確認なしに通報できるということは特に事業上、障害があるわけではないんですよ

【土屋委員】。

そうですね、それはそうですただその判断は非常に難しいですけども。

【関澤会長】

そうなんですか。

【土屋委員】

制限がありますんで。

やっぱり現場に駆け付けが最優先ですけども、それは一般的に契約しているオフィスビルとか大型マンションに限られていますので一般家庭に関しては契約が少ないので駆け付けに行かないで通報っていうのはあまりないっていうか当社では実績はないですね。

【関澤会長】

そうですか。

最初の議論ではそこをかなり議論の中心にあったような気が私はしましてそれがどういう風になったのかなと思ひまして。

今はまだ具体的にスパッと書ける段階ではないということ。

【事務局】

この後、制度化するしない、しないというのはないと思いますけれどもそういった検討を踏まえて例えば民間の警備会社さん等の民間事業者さんを活用した制度を構築していくというのも一つの選択肢といいますか検討の中では進めていきたいと考えております。

【関澤会長】

どこにそういったニュアンスが含まれているのでしょうか。

【事務局】

一番最後のところで、例えばという一つの例なんですけどそういった色々な。

【池上委員】

16 ページですよ。

【事務局】

はい16 ページです。

【関澤会長】

他にいかがでしょうか。

【池上委員】

すいません今のところで、ご協力いただける事業者等がはっきりいいですよっていう体制ではないって理解していいですか。

こういうことが制度化されてとてもいいと思うのですが、事業者等がまだスタートラインに立っていないという理解なのか、スタートラインには立っているのか。

【高宮委員】

補足説明よろしいですか。

池上先生言われたところですね事業者のことでいいますと、今回ご出席していただいている警備業協会さんなんかに参加しているような事業者さんであれば、ある程度信用できるんですけども、ただ今後ですねちょっと予測されるのがNPO法人みたいところで個人営業的にやってくると、この制度、通報の信頼性ですとかそういったものが担保されるのかどうなのかというところがですね、ちょっと我々が危惧するところがありまして、そういったところも東京消防庁としては検討していかなければいけないんだろうなということなので前回議論の中で非常に深く突っ込んで議論していただいたんですけども、そこまで提言という形では受け取るとちょっと重いのかなと今の段階ではそれなのでできれば、これは東京消防庁としての意見となってしまいますけれども方向性を示すような形一つのやはり早い通報ということでどうすれば早い通報がなされるのかという早い通報について検討してもらいたいということで提言をもらえたらというのが実態というところで、事業者と広く言ってしまうとなかなか厳しいところがある。

【関澤会長】

ありがとうございます。

他に何か。

私今ね、英語の論文で投稿していて査読返ってきました、イギリスの人から住宅火災の死者低減と各国日本以外の国では、高齢者や障害者等の自力非難困難者は住警器では早期発見でも自力非難につながらないので助からない、効果は非常に限定的だと。

それに対して私は東京消防庁の住警器の奏功事例でたいがい気づいたり、駆け付けたり通報するのは本人じゃなくて隣人とか近隣の人がやってるから、これは大いに効果があると書いたらその辺もっと具体的に書けて非常におもしろいと我々の常識とは全然違うからと。

なぜかという、基本的に近隣の人には火災だと気付いた時に日本だと火災だ火を消せでしょ、イギリスではそうではないんですよ。火災だ逃げろなんですよ。火災だ火を消せ救助し

る通報はするんですけどもね、そういう教育訓練は基本的にしないんですよイギリスでは。日本ではなぜそうなっているのかということ日本では昔から都市大火があったりして1件の火災がすぐ広がっちゃうからみんなで寄ってたかって消さないで大変だから。初期消火の訓練ね、粉末消火器であんな訓練しているの日本だけです、世界広しでもみんなで消すってことになっているのは江戸大火以来の日本のカルチャー風土なんですよこれ。当たり前だと思って書いたらそれは非常に我々にとっては新鮮だ。

それを住警器が働くことによって、教育訓練をすることによって周りの人が実際に助けに来ることをそう書いてくれっていわれて書き直した。

早期発見、消防への早期通報だけではなく近隣での隣保共助体制。今日ありましたねあそこは大声だすとか、行動を起こすとかは書いた方がいいよね。

結局、消防が来ても6分8分後には大火事になっていたり、助からない確立が高いんですよ、心肺蘇生もそうですけれどもやっぱり周囲の助けっていうのが一番の鍵なんですね。

#### 【鈴木委員】

私も聞いた話なんですけれども外国には日本のような町会、自治会隣組の制度はないみたいなんです、日本にしか隣組のような町会自治会のような制度はないって聞いたんですが。

#### 【平田委員】

全世界は知らないんですけどもそういう組織的なものとしては確かに珍しいのかもしれませんが、アフリカとか行きますと、毎週なんか町内で集まってすごい結束しているんですね。

飲み会ではなくまじめな話合いをしている。

国によって違うんですねアメリカでは同じ組織はないでしょうけど、別の形でコミュニティ力が強いんですね、ボランティアという感じの自分から積極的に他人と接していくという文化が強いんですよね、移民で入ってきたから、他の人を知らないの自分から出ていかないと友達は出来ないという姿勢なんですよ移民の国の方々は。

#### 【関澤会長】

教会の地区の人たちのコミュニティとかタウンコミュニティとかあって、私の友人はね、リタイアした後は、自分の住んでいる地域のタウンコミュニティのメンバーになっていろいろ地域の世話をしているとかとかなり近いものがあると思うんですよ町内会と、なくはないんですね。

#### 【池上委員】

今おっしゃったように、教会の単位で必ず毎週日曜日に礼拝に集まるじゃないですか、だから良く顔を合わせているわけです。あれは別に自主防災会とか町内会とか言わなくても、いざという時に非常に効果的な働きができる関係だということですね。日本でも教会が避難所になっていますよね、やっぱりそういう習慣を普段から積み重ねているので、すぐに助け合えるっていうことですよ。

**【関澤会長】**

イギリスのパブはね、基本的にねそういう場なんですよ。どんな小さな村に行っても他に何の店もないところでもパブだけあるんですよ。夜9時ごろになると村の人がみんな出てきて色んな世間話しているんです。

そういったコミュニティの意見交換の場はそれぞれの国にあるんですよ。

**【平田委員】**

それに関して意見なんですけれどもさっき鈴木さんがおっしゃった隣保体制を強化する時に通報できるかっていうのがすごく大事だになって、うかがって思いましてそれを誰にしたらよいかって考えますと意外と若い人が、若いって言っても小学生とか中学生がすごくその対象にふさわしいなって意見を聞いてて思ったんですね、やっぱり隣保体制が地域コミュニティの力は落ちていきますので近隣も様子を見ているだけで私が言ったら何か言われるんじゃないかとか後から責任とらされるんじゃないかとかなかなか動きがとれないこれが東京の特徴のような気がするんですね。

周りなんて私を見るだろうっていうところがあって身構えているらしいんですね。それは若いお母さんたちで、一番その縛りが無い人がほんとに子供たちなんですね子供たちはなんのためらいもなく、私たちは防災訓練をしているんですが火事だ一って言ってくれますし喜んで通報訓練とかやってくれるんですね、地域の訓練の中に子供たちも一緒にやっていただいて特に若いうち、まだ疑問を抱かない、大人のルールを知らない若いうちにやってもらいと効果的で、それがないとほんとにうまくいかないだろうなど、本人の能力に期待してもなかなか高齢者の方に物理的に早くやるといのは難しいというところがあります。あわせて小学校とか中学校での訓練を通報も合わせてやっていかれて住警器の設置も子供たちに伝えていってそっちの力からやるとお父さんお母さんも聞いてくれると思いますので鈴木さんの意見非常に大事だなと思いました。

**【関澤会長】**

そういう意味では音が外に聞こえるというのは長所かもしれませんね

**【平田委員】**

全体として機械を頼る傾向があるんですね今まで研究で色々なものやっていると機械が設置されると機械がやってくれる。電池が切れているのを知らないみたいな状態でそれを友人とか隣人に頼むのは頼みづらいみたいなんですよ、だからその関係を作っていくよりは機械に頼るという文化ができてきているのでそこをまず変えるために人の力をもう一度見直していただいて、この提言のなかに機械のシステムはもちろん入れるべきなんですけどプラス人の力も加えないと駄目なのかなと思いました

**【池上委員】**

同時進行でやっていただいて。

**【平田委員】**

大人は大人に向けて子供は子供に向けて。

**【関澤会長】**

はい。いろいろな貴重なご意見いただきまして事務局の方でいくつか意見出たやつを踏まえて提言のほうなのか、提言に書き込めないものは。

**【事務局】**

第3章、4章のところに今ご意見いただきました訓練のお話しですとか住警器のPRのお話しですとか、そういったものを踏まえて3章の方、あるいは4章の方に加えるような形あるいは先ほど川上委員からもありました新しい機器の開発そういったものも提言の中に入れるような形にしてこの今の案に付け加えさせていただくような形でまとめをもう一度したいと思います。

**【関澤会長】**

ではよろしくをお願いします

ちなみに今年の2月末ですけれども例年に比べて火災が多い気がするんですけども死者の発生状況とかいかがですか。

**【事務局】**

1月から2月まで今日で14名の方がお亡くなりになってましてプラスマイナスでいいますと去年よりプラス1名、今のところそんなに顕著に多い少ないというのはありません。

1月が比較的去年より1、2件少なかったのですが、去年は2月が少なかったのですが今年は2月になって4人お亡くなりになっているので現在火災多発期ですので少し気を付けながら見ていきたいなと思っております。

**【関澤会長】**

それでは他にまだ言い足りないかたいらっしゃいますでしょうか

**【平田委員】**

具体的な話ではないのですがけれども、私たちは今東京都の議論をしているわけなんですけれども先日、文京区がトルコと防災協定を結んでトルコの方を日本で研修をさせて防災の話をしたんですねそしたらものすごい速度でトルコで実際やられていて、すごい吸収力を感じたんですね。ですから皆さんが議論していることを東京都の私たちは国内しか見ていないのですがそれからこの結果は世界に通用するものなんだなと思ったんですね。トルコと東京の文化は違うのですがけれどもトルコはまねできることはまねしようとしているんですね。そういう日本に対して親近感を持ってらっしゃるという風に輸出してくようなことがもうできるなと思うんですね。例えば住警器をつけるような文化を先ほど関澤先生がおっしゃたような火事を消すっていう文化は他と違うのかもしれないので世界を見て議論をしていけたらすごく面白いだろうなと。アジアの国々で似たようなところはもしかしたら取り入れてくれるかもしれないそういう関係も段々模索していかれたらいいのではないかなと思います。

ここの議論とは直接関係ないんですがというのは出初式にお招きいただいたので一度出ましたら出初式で海外の消防と交流してらっしゃるんですね。すでにだからもう関係できて

いるんじゃないかと思ったんですね。その関係をいかしてお互いに研修していくとかお互いこういう風に、消火力はこういうレベルで、こういう住警器をつけるにはこういう風にやっていって、業界の方はこういうレベルの機械を開発していて、いろんな形での交流や研修ができるのかなと思いますのでぜひその方向も考えていただけたら、これは直接この話ではないかもしれませんが少しこの方向も考えていただけたらと思います。

**【関澤会長】**

日本ではね普段から、火事だ火を消せって大きい声で叫んで隣近所の人に、実際の奏功事例を見ていると、実際に火を消している人は、本人はもうパニックになっているんで真っ白になって慌てふためいているので近所の人が駆け付けてくれて冷静に消しているんですよ。水道ホース伸ばしたり、バケツリレーしたり、周りに知らせる効果、よその家に駆けこんで火を消すっていうのは日本くらいですよ。それは延焼する可能性があるからじゃないですか。ここ火を消さないで自分の家も燃えちゃうってんで消しに行っているわけで、もちろん人助けっていうのもあるんですが基本そこから来ているんですよ。1件で止めないと周りにどんどん延焼していくそういう昔から大火の歴史があつてそういう染みついている、他人事じゃないっていう、そういう木造密集市街地で隣近所が接してて。というのは他は煉瓦でできているので韓国、中国、台湾、香港どことしてもアジアではみんな不燃建築です。隣の家に消しに行かなきゃいけないのは日本だけです。そういう意味でも良き伝統を防火の文化をよその家でもずかずか入って行って火を消してあげる麗しき伝統というのは大事にすべきだと思いますね。

**【池上委員】**

今、平田先生がトルコとおっしゃったので思い出したのですが、数年前にトルコに行った時にトルコ人に聞いた話なのですが、エルトゥールル号とってトルコの船が和歌山県串本町沖で遭難した時に、村の人たちが献身的に救助活動をしたという史実です。そのことが、トルコの小学校の教科書にちゃんと載っているんで、トルコ人は、みんな知っているそうです。それなので、日本から来たと言うと、トルコ人の第一声は、「その御恩は忘れていません」ということでした。そのことをあまり知らなかった私はすごく恥ずかしかったです。ああそんなことがあったのかと、帰ってから一生懸命調べました。今、あの語りをやっておられる平野啓子さんという方がおられます。トルコのように、「助けていただいた御恩は忘れてはいけない」という学校教育って素晴らしいなと思いました。平田先生がおっしゃったことと合わせて導いていただくと、とてもいいと思います。外国へ行って、自分の国の善行を学んだわけです。

**【関澤会長】**

いろいろ話が膨らみましたね。

それではその他のことで何か事務局の方からありますでしょうか。

**【事務局】**

このあとの報告書の流れといたしますか進め方について事務局の方から説明いたします。



本日いただきましたご意見等につきましては先ほど申し上げたとおり、もう一度この中の主に3章4章となると思いますがこちらの方に追記をさせていただきたいと思いをします。

そのまとめが終わり次第一旦各委員の皆様へ送らせていただきます。まだもうちょっと足りないところがあるとか意見をいただいたうえで再修正いたしまして、最終的には関澤先生の方にご確認をいただいて委員長のご一任ということで最終報告書としてまとめさせていただきますと思いますが皆様よろしいでしょうか。

ではそのような形で進めさせていただきたいと思いをしますのでよろしくお祈いします。事務局の方は以上でございます。

**【関澤会長】**

それでは議事はすべてこれで終了ということでよろしいでしょうか。

それでは議事の進行を事務局に返します。

**【事務局】**

ありがとうございました。

長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。今回をもちまして第13期の住宅防火対策推進協議会の日程すべて終了となります。

ここで東京消防庁を代表いたしまして岡本防災安全課長の方から最後に一言ご挨拶をいただきたいと思いをします。

**【岡本委員】**

東京消防庁を代表いたしまして一言ご挨拶をいたします。

本委員会におきましては委員の皆様には昨年来より忙しい中、スケジュール等調整していただき、ご熱心なご審議をいただき心から感謝申し上げますありがとうございました。

本日の会議の中でも今回のご審議いただくテーマに合わせて防災訓練のことですとか、いろいろ貴重な意見をいただきましたことを合わせまして、これからも私たち防火防災関係の業務を推進していく中でしっかりとその意見を反映していけるよう取り組んでまいります。どうもありがとうございました。今も先ほど住宅火災による死者の状況という話がありましたが、今回の委員会の中でもご報告させていただいていますが、建物火災において住宅火災は約6割を占めていて、お亡くなりになられた方も依然として高齢者の方が高い比率を占めているといった傾向の状況にあります。

これからも世界一安全なそして安心な都市東京を実現するため、今回いただきました提言内容にもとづきまして住宅火災による被害低減に向け早い通報ということをより具現化できるよう努力してまいりたいと思っております。

委員の皆様には今後とも住宅防火対策の推進に力添えを引き続きいただけますことをお願いいたしまして、また、最後になりますがあらためまして委員の皆様のご熱心なご審議に心から感謝を申し上げます私のご挨拶とさせていただきます。

**【事務局】**

ありがとうございました。

以上をもちまして第13期住宅防火対策推進協議会すべてを終了させていただきます。ありがとうございました。